



市 章

# 大津市公報

令 和 4 年 11 月 15 日  
号 外 (第 55 号)

発行所 大 津 市 役 所  
発行人 大 津 市  
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

## 目 次

### ○ 規 則

88 大津市職員表彰規則の一部を改正する規則..... 1

## 規 則

大津市職員表彰規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年11月15日

大津市長 佐 藤 健 司

### 大津市規則第88号

大津市職員表彰規則の一部を改正する規則

大津市職員表彰規則（昭和54年規則第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「本市職員」を「本市の職員」に改める。

第2条を次のように改める。

（定義）

**第2条** この規則において「職員」とは、一般職の職員をいう。

第4条第1項中「職員等が」を削り、「とき、その職員等」を「もの」に改め、同項第1号から第4号までの規定中「とき。」を「職員等」に改め、同項第5号中「とき。」を「職員」に改め、同条第2項中「職員」の次に「（次に掲げる者を除く。）」を加え、同項に次の各号を加える。

- (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第2項及び第55条の2第5項並びに大津市職員の分限に関する条例（昭和26年条例第32号）第2条第1項（第3号を除く。）の規定による休職中の職員
- (2) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）の規定により育児休業をしている職員
- (3) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。